様式第1号

182097 1 7									
高 圧 ガ ス 貯 槽	前法工	×整	理	番	号				
高 圧 ガ ス 貯 槽開放検査周期延長届書	液石	×受:	理 年	月	日	有	F	月	日
名称(事業所の名称を含む。)									
事務所(本社)所在地	1								
事 業 所 所 在 地	Ī								
貯 槽 の 名 利 (種類・名称・型式)	5								
備	;								

年 月 日

氏名又は名称 及び代表者名

佐賀県知事 様

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 備考

- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 申請は設備ごとに行うこと。

【個人情報について】

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者 に提供することはありません。 詳しくは、佐賀県のホームページの「佐賀県個人情報保護方針」をご覧ください。

高圧ガス貯槽開放検査周期延長に係る評価確認明細書

	対象	╻┍╸╻ ┸
1	- 7 江 (大) E	一十世
_	<i>∧</i> 」≥ <i>∧</i> ,	・ココ日

担当者名

_	V.1	◎ ★ 以 1 日	
		貯槽名称	
		型式	
		貯蔵ガス名	液化石油ガス
		許可年月日及び番号	
		完成検査年月日	
		特定設備検査の受検の有無	□ 有 □ 無
		現在の開放検査周期	年
		前回開放検査年月日※	
		溶接修理等の有無	□ 有 □ 無
		※ 第一種製造事業者において	ては、前回開放検査を実施した年度の保安検査実施日
2	事業	美者評価に基づく周期延長 年(次回実施年度 _	
3		領の評価事項及び評価基準 開放検査結果概要 貯槽開放検査結果概要書	
	(2)	対象貯槽データ 貯槽明細書(様式第4号	・) のとおり
	(3)	評価項目及び評価基準	
		貯槽開放検査の評価及び	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		NATIONAL STREET	
4	開放	女検査検査実施者	
	(1)	事業者の評価担当者	
		役職	
		氏名	
	(2)	開放検査実施事業者	
		会社名	
		大江石 	

貯槽開放検査結果概要書

貯槽名称			
項目		今回結果	前回結果
検査年月日			
事業所検査			
検査実	施者氏名		
検査実	施者資格		
-1	磁粉の濃度		
試験条件 及び範囲	試験片の規格		
773 +41	試験範囲		
油亭	是 小肉厚	鏡	鏡
例だり	以小内子	胴	胴
欠陥の有無	及び補修状況		

※ 開放検査結果報告書の写し添付

貯槽明細書

貯		槽	2	名		称	
特	定設	備検	查合	格	証番	号	
炉	内	焼	鈍	の	有	無	有・無
内			容			物	
貯		蔵	Ī	能		力	
製	造	メ	<u> </u>	カ	1	名	
製		造	-	年		月	
設		置	-	年		月	
完	成	検	查	年	月	日	
型	式(坩	上・	地下	· 槓	黄置领	等)	
設		計	J	圧		力	
				卦	算肉	目	鏡
板			厚		异 闪	子	胴
1100			子		用肉	同	鏡
				文	πМ	子	胴
使		用	-	材		質	鏡
IX.) 11		N1		貝	胴

貯槽開放検査の評価及び検査データの保管に係る調書

T			
1. 開放検査に	4. 係る方法及び基準の適切かつ明確な定義	と又書化(告示第17条第1号)	
項目	基準	対応	備考
開放検査 実施要領	開放検査に係る方法について定められ ていること。		
開放検査 基準	開放検査に係る基準について定められ ていること。		
Ⅱ. 溶接修理等	※に係る方法及び基準の適切かつ明確な定	義と文書化(告示第17条第2号)	
項目	基準	対応	備考
溶接修理等 実施要領	溶接補修等の方法及び溶接補修後の確 認方法等が定められていること。		
Ⅲ. 欠陥の発生 (告示第17条第		基づき開放検査を行う時期を決定する方法の適切かつ明確な定義とス	文書化
項目	基準	対応	備考
実施事業者 の評価体制	発生した欠陥について、その発生原因 を究明し、その対策を検討できる体制 を定めること。		
開放検査 の評価	評価担当者により、貯槽ごとの開放検 査結果の評価と、開放検査周期の評価 が実施されていること。		

IV. 開放検査の- 条第4号)	一部又は全部を委託する場合にあっては、	その委託先の管理に関する事項の適切かつ明確な定義と文書化(告示第17

項目	基準	対応	備考
委託検査会社 の 技量評価	委託検査会社は、評価担当者の意見が 反映され、検査を実施する能力を有す る事業者であること。 ※KHKの認定検査事業者、指定保安検査機関及 び指定完成検査機関は、検査を実施する能力を もつ事業者であるとみなす。		

V. 開放検査のデータを適切に評価できる担当者の設置(告示第17条第5号)						
項目	基準	対応	備考			
	開放検査のデータを適切に評価できる 担当者を設置すること。					

VI. 開放検査の	データ及び検査結果を時系列順に保管し	、これらを適切に把握できる体制の構築(告示第17条第6号)	
項目	基準	対応	備考
	開放検査のデータ及び検査結果を時系 列順に保管し、これらを適切に把握で きる体制にあること。		
	開放検査実績を把握し、これらを適切 に管理できる体制にあること。		

貯槽開放検査の評価及び検査データの保管に係る調書(記載例)

Ⅰ. 開放検査に	I. 開放検査に係る方法及び基準の適切かつ明確な定義と文書化(告示第17条第1号)					
項目	基準	対応	備考			
開放検査実施要領	開放検査に係る方法について定められ ていること。	次のとおり定めます。 ①貯槽及び関連配管の残液処理 ②関連配管の縁切り ③残ガス処理 ④空気への置換 ⑤外観、非破壊検査(内部清掃、前処理含む) ⑥付属品の取り外し ⑦付属品の検査 ⑧付属品の復旧 ⑨気密検査 ⑩関連配管の復旧 ⑪高圧ガスへの置換				
開放検査 基準	開放検査に係る基準について定められ ていること。	・開放検査における検査項目、判定及び処置について適用基準、 規格を定めます。 ・発生した欠陥及び腐食についてその原因の究明、処置対策の方 法並びにその検討結果に基づく開放周期の期間が定めます。				

Ⅱ. 溶接修理等に係る方法及び基準の適切かつ明確な定義と文書化(告示第17条第2号)					
項目	基準	対応	備考		
	溶接補修等の方法及び溶接補修後の確 認方法等が定められていること。	・適切な欠陥除去方法及び溶接補修等の方法を定めます。・適切な溶接補修後の確認方法等を定めます。			

I. 欠陥の発生原因及び防止対策についての検討結果に基づき開放検査を行う時期を決定する方法の適切かつ明確な定義と文書化	
(告示第17条第3号)	

項目	基準	対応	備考
実施事業者 の評価体制	発生した欠陥について、その発生原因 を究明し、その対策を検討できる体制 を定めること。	・開放検査を行う組織(委託検査を含む)、役割分担及び責任範囲を明確化します。 ・委託検査会社の管理体制を明確化します。	

項目	基準	対応	備考
開放検査の評価	評価担当者により、貯槽ごとの開放検査結果の評価と、開放検査周期の評価が実施されていること。	個々の検査(委託検査を含む)について次の事項を確認します。 ア 直近の2回の開放検査において溶接補修等が行われていないこと。 イ 貯槽の開放検査の結果が、次の4段階に分類され評価されていること。 ①欠陥が全くない場合 ②グラインダーで欠陥を削り取る程度の場合 ③軽微な溶接補修を必要とする場合 ④溶接補修等又は溶接修理等を必要とする場合 ウ 評価結果の措置として、きず及び欠陥等の原因と措置対策は、次によること。 ①溶接欠陥の種類とその原因 ②きずの検出方法とその処置 ※「LPガスプラント検査技術者必携第6分冊:溶接補修実施要領((社)日本エルピーガスブラント協会)]参照 エ 評価担当者による検査の確認事項は次のとおりとする。 ①検査技術者※1の資格・経験等の確認 ②検査※2が実施されたことの確認 ※1高圧ガス保安協会の「KHK認定検査事業者」の認定制度におけるA種検査員、C種検査員及び互種検査責造びに高圧ガス製造保安責任者免状所持者(甲種機板及び乙種機械所持者に限る。)とする ※2「LPガスプラント検査基準(JLPA501)((社)日本エルピーガスプラント協会)」等に基づく検査 オ その他、評価において考慮すべき事項は次のとおりとする。 ① 貯槽の製造年月日、運転・保安管理の状況、内容物の確認データ及び開放検査の実施者の記録管理が整備されていること。 ② 貯槽付属品の検査 次の付属品・機器の検査周期及び検査内容が明確になっており、それに従って実施されていること。 a 元弁(第一弁) b 緊急遮断弁 c 逆止弁 d 液面計 e その他付属品	

IV. 開放検査の一部又は全部を委託する場合にあっては、その委託先の管理に関する事項の適切かつ明確な定義と文書化(告示第17条第4号)

項目	基準	対応	備考
委託検査会社 の 技量評価	委託検査会社は、評価担当者の意見が 反映され、検査を実施する能力を有す る事業者であること。 ※KHIKの認定検査事業者、指定保安検査機関及 び指定完成検査機関は、検査を実施する能力を もつ事業者であるとみなす。	次のとおり定めます。 ①検査管理体制 ②検査実績 ③検査員の資格等の保有 ④検査員の教育訓練状況 ⑤検査設備等機器の保有状況 ⑥安全意識及び協力度の程度	

V. 開放検査のデータを適切に評価できる担当者の設置(告示第17条第5号)								
項目	基準	対応	備考					
	開放検査のデータを適切に評価できる担当者を設置すること。	・評価担当者は、以下の条件を満たす者から選任します。 〈条件〉 ①以下のいずれかの資格を有しているもの ・非破壊検査技術者のうち、磁気探傷試験レベル2以上 ・甲種機械責任者免状 ・甲種化学責任者免状 ・(現地で耐圧部に係る溶接施工を要しない貯槽の場合は) 乙種 機械責任者免状 ②検査貯槽を有する事業所職員 ③評価に必要な経験を有すること。(貯槽の管理に関する経験) ④評価に対する責任を有すること。(評価に関する指導、指示、 改善勧告等) ・評価担当者が退職や異動等の理由により、不在となった場合 は、速やかに評価担当者を選任し直します。						

VI. 開放検査の	I. 開放検査のデータ及び検査結果を時系列順に保管し、これらを適切に把握できる体制の構築(告示第17条第6号)						
項目	基準	対応	備考				
	開放検査のデータ及び検査結果を時系 列順に保管し、これらを適切に把握で きる体制にあること。	・保管、保存の責任者を定めます。 ・開放検査記録の保管方法を明確に定めます。 ・貯槽ごとに当該貯槽に係る設置以来の開放検査記録を整理します。(設計図書及び仕様書等を含む) ・欠陥及び腐食の発生についての原因、処置対策等を解析し、解析結果を保管します。					
	開放検査実績を把握し、これらを適切に管理できる体制にあること。	・開放検査実績の把握と製造事業者の責務を明確に作成します。 ・適正な開放検査期間ごとに行った直近の開放検査結果が次に適合することを確認します。 ・KHKS「4.3高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」に定める検査で「内部の減肉、劣化損傷がない」ことが確認された貯槽であること。 ・次回の開放検査周期を把握します。					

煤式笠6号

高圧ガ		期延	槽長書	液石	×整	理	番	号			
開放検 変 更			文 書		×受	理年	月	日	年	月	日
名称(事業所の	の名称を	と含む。)								
事務所(本	、社)	所 在	地								
事 業 所	所	在	地								
貯 槽 (種類・名	の 名 称 ・	名 型 式	称)								
届 書 及 び 受 理	変更年	届書月	の 日								
変 更	Ø	内	容								

年 月 日

氏名又は名称 及び代表者名

佐賀県知事 様

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。2 ×印の項は記載しないこと。3 申請は設備ごとに行うこと。 備考

【個人情報について】

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者 に提供することはありません。 詳しくは、佐賀県のホームページの「佐賀県個人情報保護方針」をご覧ください。

変 更 明 細 書

1	対象貯槽
T	刈豕灯帽

(2) 開放検査実施事業者

会社名 代表者氏名 担当者名

		」								
		型式						7		
		貯蔵ガス名	3		液化	石油ガ	ス]		
		 許可年月日及で	び番号							
		完成検査年月	月日					1		
		特定設備検査の受	険の有無		有		無			
		現在の開放検査				年				
		前回開放検査年								
		※ 第一種製造事業	者においてに	は、前回]開放検	査を実施	直した年度の保	录安検査実	施日	
2	変見	更の内容								
		変更前:								
		変更後:								
3	変見	更の理由								
4		女検査検査実施者 事業者の評価担	当者							
	(1)	役職	_ r							
		下名								